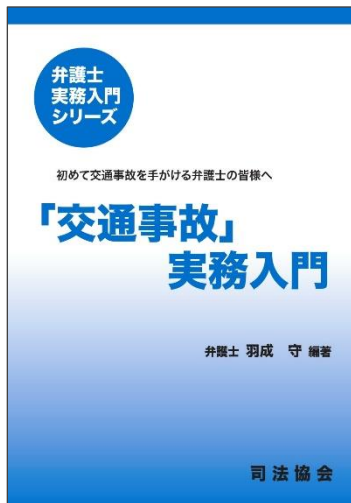


「交通事故」実務入門



著者	:	弁護士 羽成 守 編著
定価	:	2,420 円(本体 2,200 円+税 10%)
判型	:	A5 判
ページ数	:	208 ページ
ISBN	:	978-4-906929-88-7
発行	:	2021 年 3 月

内容

交通事故案件のエキスパートである著者達(弁護士)が、相談を受けたら(Ⅰ章)まず行わなければならないことから、損保会社との交渉(Ⅱ章)、損害の積算(Ⅲ章)、損害賠償請求(Ⅳ章)に至るまでの具体的な弁護士実務を、順を追って分かり易く解説するとともに、増加している自転車事故の特性(Ⅴ章)や法的手続(Ⅵ章)、刑事・行政処分(Ⅶ章)についても詳細に解説しています。

類書に記載されていない『弁護士実務の隠れたノウハウ』を習得できる、貴重な 1 冊です。

[目次](#)

目次

I 章 相談を受けたら

第1 事故状況の把握

1 被害者本人からの聞き取り

- (1)混乱する被害者
- (2)被害の状況
- (3)5W, 1H の確認
- (4)交通事故証明書の取り付け

2 加害者本人からの聞き取り

- (1)5W, 1H の確認
- (2)刑事処分の確認, 対応
- (3)保険の内容調査
- (4)加害者自身の被害の確認

第2 被害の調査(主に被害者からの相談を前提に)

1 治療中

- (1)診断書
- (2)診療報酬明細書(レセプト)
- (3)後遺障害診断書
- (4)休業損害証明書
- (5)戸籍全部事項証明書

2 治療後

- (1)症状固定の判断
- (2)後遺障害の等級認定
- (3)等級認定の手続き
- (4)異議申立て

3 保険の内容調査

- (1)自賠責保険
- (2)任意保険
- (3)加害自動車の保有者不明の場合, 加害自動車に自賠責が付されていない場合や泥棒運転による自動車事故の場合

- (4)人身傷害補償保険
- (5)無保険車傷害保険
- (6)搭乗者傷害保険
- (7)自損事故傷害保険
- (8)車両保険
- (9)弁護士費用特約
- (10)社会保険

(11)自動車保険以外の保険の特約

II 章 損保会社との交渉

第1 保険のしくみ

1 自賠責保険

- (1)意義
- (2)強制保険であること
- (3)如何なる場合に(保険事故), 誰の損害について(被保険者)支払われるか
- (4)保有者
- (5)運行供用者責任
- (6)誰から請求するか
- (7)支払基準(重過失減額等)
- (8)支払限度額(保険金額)

(9)免責

(10)被害者請求と社会保険者の代位請求との競合

2 任意保険

- (1)意義—自賠責保険の「上乘せ」「横出し」
- (2)対人賠償責任保険と自賠責保険との関係

3 直接請求

4 示談代行

第2 保険の種類と特徴

1 種類と適用範囲

(1)任意自動車保険の保険商品

(2)各保険に共通のポイント

(3)対人賠償責任保険

(4)対物賠償責任保険

(5)人身傷害補償保険

2 損保会社の関与, 一括払と非一括

- (1)一括払いの種類
- (2)記録の送付依頼
- (3)内払い請求

III 章 損害の積算

第1 証拠資料精査

1 医療費

- (1)診断書
- (2)診療報酬明細書(レセプト)
- (3)鍼灸マッサージ施術証明書

2 休業損害

- (1)休業損害証明書
- (2)賞与減額証明書

3 通院交通費

- (1)通院交通費明細書
- (2)自家用車
- (3)タクシー利用
- (4)自転車・徒歩

4 逸失利益

- (1)逸失利益
- (2)後遺障害の意義と基礎的な医学知識

(3)後遺障害等級認定票(略称:等級認定票)

(4)後遺障害診断書

(5)基礎収入に関する証拠資料(将来の昇給に関して)

(6)年金収入に関する証拠資料の精査(死亡逸失利益)

5 慰謝料

- (1)入通院慰謝料
- (2)後遺障害慰謝料・死亡慰謝料

料

(3)増額事由

6 領収証のない損害

(1)入院雑費

(2)親族による付添費・親族による介護費

第2 損害の積算

1 「赤い本」をもとに, 費用毎に計算

(1)人損(傷害, 後遺症)

(2)物損

2 過失相殺の考え方

- (1)過失相殺とは
- (2)過失相殺の基本的考え方
- (3)過失相殺の基準化

IV 章 損害賠償請求

第1 対人賠償責任保険のある場合

1 加害者が加入している保険の利用

(1)加害者が加入している保険の確認

(2)加害者が自賠責保険, 任意自動車保険共に加入しているとき

2 対人賠償責任保険

(1)対人賠償責任保険とは(2)対人賠償責任保険の対象となる事故

(3)対人賠償責任保険の内容

第2 対人賠償責任保険のない場合

1 加害者が対人賠償責任保険に加入していないとき

2 政府保障事業

(1)政府保障事業とは

(2)政府保障事業の対象となる事故

(3)政府保障事業の内容

3 他車運転危険担保特約

(1)他車運転危険担保特約とは

(2)他車運転危険担保特約の対象となる事故

(3)他車運転危険担保特約の内容

第3 被害者本人の保険の利用

1 被害者が加入している保険の確認

2 人身傷害補償保険(人傷保険)

(1)人傷保険とは

- (2)人傷保険の対象となる事故
- (3)人傷保険の内容
- (4)損保会社による請求権代位の問題
- (5)読替え規定

- 3 無保険車傷害保険(特約)
 - (1)無保険車傷害保険(特約)とは
 - (2)無保険車傷害保険(特約)の対象となる事故
 - (3)無保険車傷害保険(特約)の内容
- 4 弁護士費用特約
 - (1)弁護士費用特約とは
 - (2)支払保険金・限度額
 - (3)弁護士費用特約保険金と損害賠償義務との関係
- 5 その他の保険契約
 - (1)一般の傷害保険
 - (2)火災保険
- V章 自転車事故の特性
 - 第1 自転車の交通に関する法規制
 - 1 自転車は「軽車両」である。
 - 2 車道通行か、歩道通行か
 - 3 車両としての規制
 - 4 軽車両としての規制
 - 5 運転者の遵守事項
 - 6 その他
 - 第2 自転車の損害賠償責任
 - 1 自転車事故の論点
 - 2 自転車事故と損害賠償責任(責任論)
 - 3 子どもの事故
 - (1)原則的な考え方
 - (2)責任能力と監督義務者の責任
 - 4 従業員の事故—使用者責任(民法 715 条)
 - (1)自転車事故と使用者責任
 - (2)裁判例
 - 第3 自転車事故と保険
 - 1 自転車保険
 - 2 個人賠償責任保険
 - 3 傷害保険
 - 4 TS マーク付帯保険
 - 5 保険加入の義務化
 - 第4 自転車事故と過失相殺
 - 第5 自転車事故の刑事責任
 - 1 成年
 - 2 子ども
- VI章 法的手続
 - 第1 ADR
 - 1 日弁連交通事故相談センター(無料)
 - 2 交通事故紛争処理センター(無料)
 - 3 仲裁センター・紛争解決センター(有料)
 - 第2 民事調停
 - 1 交通調停
 - 2 民事調停の有益な点

- 3 不成立
- 第3 訴訟
 - 1 管轄
 - 2 訴訟の相手方
 - 3 少額訴訟
 - 4 等級認定, 異議申立てとの関係
 - (1)相手方保険会社又は加害者加入の自動車損害賠償責任保険の保険会社に対する異議の申立て
 - (2)紛争処理機構に対する調停申立て
 - (3)訴訟手続について
- VII章 刑事・行政処分
 - 第1 刑事処分
 - 1 被疑者の逮捕・勾留
 - 2 処分の傾向
 - 第2 行政処分
 - 1 免許取消・停止・仮停止処分
 - (1)処分内容
 - (2)処分手続
 - (3)処分基準
 - (4)不服申立
 - 2 点数制度
 - 3 交通反則通告制度